

第1 判断

請求人の主張には理由がないと認めます。

第2 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成30年1月19日

3 請求の要旨

請求の要旨は次のとおりです。

(1) 財務会計上の行為及び財務会計上の不当性

横浜市議員である大桑正貴議員（以下「当該議員」といいます。）に対して、平成27年度、平成28年度にわたり政務活動費が年間650万円給付されており政務活動事務所（以下「本件事務所」といいます。）の家賃は90%の充当、光熱費は100%政務活動費から充当しています。この負担按分は「政務活動費の手引き」（以下「手引き」ということがあります。）に定められた按分に当たっての指針（以下「按分指針」ということがあります。）に照らし合わせると、根拠が薄く恣意的で、不法不当な按分と言わざるをえません。

按分指針に規定されているとおり、家賃の負担按分は90%を25%に、光熱費は100%を25%に是正すべきです。したがって、政務活動費から充当された家賃65%（10%は本人が負担したため）、光熱費75%は当該議員の不当利得に相当するので横浜市が返還請求権を有しています。市長はその不行使について財産管理を怠るものとして返還請求権を行使すべきです。

本来であれば、本件事務所費全額が当該議員の不当利得とみなされるべきですが、返還請求額は家賃の65%、光熱費の75%に留めおきます。

(2) 市の被る損害

市の被る損害は、平成27年度、平成28年度の事務所費に関する不当利得の合計1,344,872円となります。

(3) 求める措置

充当された家賃65%（10%は本人が負担したため）、光熱費75%は、当該議員の不当利得に相当するため横浜市が返還請求権を有しており、市長はその不行使について財産管理を怠るものとして返還請求権を行使すべきです。

4 議員選出監査委員の辞退

議員選出の梶村監査委員及び和田監査委員から、本件監査請求は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため本件監査請求の監査の執行を辞退する旨の申し出がありました。そのため、両委員は本件監査請求の監査に加わっていません。

5 要件審査

監査委員は、平成30年2月6日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

監査委員は、市長が当該議員に支出した政務活動費に関し、市長が不当利得返還請求権を行使せず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか否かを監査対象事項として決定しました。

2 監査対象局

議会局を監査対象局としました。

3 証拠の提出及び陳述の機会

平成30年2月26日に法第242条第6項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けました。請求人は追加証拠を提出するとともに、陳述を行いました。

また、同日、議会局の職員から陳述を聴取しました。

4 新たな主張の追加

平成30年3月8日に、議会局から「住民監査請求に係る陳述要旨の一部訂正について」（以下「陳述要旨の訂正」ということがあります。）が提出され、陳述内容の一部について新たな主張がされました。

また、これを受けて、平成30年3月15日に請求人から「横浜市職員措置請求書（第39号）の追加について」が提出されました。

5 関係人調査

平成30年3月9日に法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、当該議員に対するヒアリング調査を実施しました。

第4 監査の結果

1 調査内容

(1) 議会局の陳述の要旨

請求人が「事務所費の按分の根拠がない」と主張していることに対して、議会局が平成30年2月26日に行った陳述の要旨は次のとおりです。

ア 政務活動事務所の要件について

次の理由から「議会局としては、当該議員の事務所は、手引きに記載された要件を備えており、請求人が求める外形不明・機能不在の実態のない事務所であるとの推定に基づく不当利得には当たらないと考えます。」

(ア) 「手引きでは、事務所の要件として「事務所としての外形上の形態を有していること（看板の掲出等も必要）」と規定しています。当該事務所については、建物1階の集合ポストには議員の氏名、6階事務所の入口には政務調査事務所の表記がなされていることを確認しました。このことは手引きに規定されている外形上の要件を備えているものと考えます。」

(イ) 「請求人から提出された訂正（追加）資料によると、この建物は、現在、事務所利用不可の物件であるとのことですが、当該議員については、賃貸契約時に当時の管理会社から事務所として使用する旨の了解を得ており、管理会社が変更された現在も引き続き契約更新し、事務所として使用しています。」

(ウ) 「請求人は広報紙に「事務所には日中人はいないため、留守電あるいはファックスによる対応のみ」と記載されていることから、事務所は名ばかりの「電話置き場」であるとしています。しかし、当該議員に使用状況を確認したところ、政務に係る打合せのほか、広報紙作成や配布準備を事務所で行っており、また、事務所としての機能として手引きに例示されている、事務スペースや打合せスペース、事務用品等も備えられていました。なお、電話のメッセージや郵便物等の確認をするために、概ね2日に1回は事務所を訪れていることも確認しました。」

イ 事務所費の按分の根拠がないとの請求人の主張について

政務活動費から事務所費に充当できる上限が25%という「請求人の主張する按分は、活動実態に応じた割合を算出することが困難な場合に適用されるもので、一律に適用されるものではありません。」

「議会局としては、当該議員に確認した面積による按分による方法は、手引きに定める按分に当たっての指針アの条例の範囲内の活動と条例の範囲外の活動を区分できる場合に該当しておりまして、社会通念上合理的な理由の範囲を逸脱するものではなく、請求人が求める根拠が薄く、恣意的であり不法不当な按分であることを前提とした不当利得には当たらないと考えます。」

(2) 議会局の新たな主張の追加について

議会局から「陳述要旨の訂正」が、平成30年3月8日に提出されました。その内容は「手引き」で定める「按分指針」アを適用するとした平成30年2月26日の陳述内容を、次のとおり変更する新たな主張となっています。

「按分にあたっての指針には、「政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会活動又は私的な活動には充当できません。充当する経費の一部にこれらの支出を含む場合は、従来のとおり按分が必要となります。」との記載があり、それによれば本件のように専ら政務活動のみを行っている場合は該当しません。

したがって、本件の「賃借料」、「光熱水費」とも支出した全額を経費として充当することができます。

しかし、交付金額（年額660万円）を上回る支出があったため、当該議員は、事務所内に使用していない部分（書棚の一部に政務活動に関係しない過去の資料を収納）があることに鑑み、「賃借料」のうち90%を経費として充当し、残る10%を差し引く金額の一部としたものです。」

(3) 関係人調査

議会局の陳述内容と「陳述要旨の訂正」とが矛盾するため、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、当該議員に対するヒアリング調査を平成30年3月9日に実施しました。質問と回答内容は次のとおりです。

ア 当該マンションを事務所として利用することができるのか。

本件事務所を借りた時から管理する会社に事務所としての利用について口頭で承諾を得ています。このマンションにはほかにも事務所利用はあります。事務所として使用できないとは、不特定多数の人々が入り出りするような利用はできない

ということです。

イ 賃借料、光熱水費について「手引き」の「按分指針」アを適用したのか。

本件事務所は政務活動にしか利用していないので、按分はしていません。「按分指針」アは適用していません。

ウ 「按分指針」アの適用がないのに、なぜ賃借料を10%控除したのか。

本件事務所は政務活動にしか使っていないので、100%政務活動費を充当してもよいと考えています。ただ、書棚の一部に政務活動とは無関係の資料が保管されています。そこで、後で資料保管を理由として返還を求められないように、念のため90%の充当にとどめています。

エ 当該事務所での活動が政務活動のみであることを客観的に証明できるか。

当該事務所において、政務活動のみを行っていることを証明する業務日誌のようなものは作っていません。

政党に属さず、後援会もないので、政務以外の活動といえば、4年に1度の選挙活動くらいしかありません。選挙活動は自宅で行っています。選挙関係の「広報紙」特別号の作成も自宅で行っています。

初めて会う人とは、話の内容が政務に関わらないこともあることから、政務活動とそれ以外の活動を区別するため、本件事務所ではなく喫茶店等で面会するようにしています。

オ 本件事務所の具体的な利用状況はどのようなものか。

本件事務所の利用状況としては、議会局へ提出した2か月分の使用状況（3日間の「広報紙」の作成、10日程度はその配布方法の打合せ及び区役所等から帰った時の資料整理）が、概ね各月の利用実態にもあてはまります。

カ 政務活動費の交付の上限額（660万円）を超える政務活動に要した経費の総額はいくらか。

660万円を超える政務活動の経費の総額は把握していません。以前、交通費は記録していましたが、現在は記録していません。

(4) 議会局への再照会

平成30年3月15日請求人から、本件監査対象期間前に発行されたと思われる政治活動の特集号である広報紙「大桑まさたか特別号－9」の発行元所在地が本件事務所であるという趣旨を含む追加の主張が出されました。このことについて、議会局

に平成30年3月16日に照会しました。

(5) 認定の根拠とした書類（議会局提出）

ア 「住民監査請求に係る陳述要旨」（平成30年2月21日收受）

イ 住民監査請求に係る資料提出について（回答）（平成30年2月21日收受）

(ア) 政務活動費交付申請書

(イ) 政務活動費交付請求・振込依頼書

(ロ) 政務活動費収支報告書、領収書の写し

(ハ) 政務活動費の交付決定に係る起案文書及び指令書の写し

(ニ) 当該議員への政務活動費の支払いに係る支出命令書

(ホ) 議長に提出された政務活動費の収支報告書及び領収書の写しに係る起案文書

(ヘ) 政務活動費の返還に係る起案文書

ウ 「住民監査請求に係る陳述要旨の一部訂正について」（平成30年3月8日收受）

エ 住民監査請求に係る資料提出について（回答）（平成30年3月8日收受）

(ア) 本件事務所について外形的な事務所の要件を確認した資料（写真）（当該議員が議会局あて提出したもの）

(イ) 本件事務所の使用状況（当該議員が議会局あて提出したもの）

(ロ) 本件事務所の賃貸借契約について（賃貸借更新覚書：平成25年11月、平成27年11月、平成29年11月の写し）（当該議員が議会局あて提出したもの）

(6) 法令等について

政務活動費を交付する場合、「政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と法第100条第14項に規定されており、これに基づき横浜市では、「横浜市会政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」といいます。）が制定され、政務活動費が会派又は議員に交付されています。

(7) 政務活動費の手引きについて

横浜市会においては、政務活動費の使途基準の明確化を図るため、市会運営委員会での協議を経て、「手引き」を定めています。議会局の陳述では「手引きは、政務活動の執行に当たる会派又は議員が、この手引きに定められた原則、指針によって適切な取り扱いを求められる。」ものとしています。

「手引き」の「第3章 政務活動費を充てることができる経費の範囲の考え方」の「1 原則及び指針」では、(1) 政務活動費執行に当たっての原則として5つを定め、また、(2) 実費充当の原則を規定しています。さらに、政務活動と政治活動、私的な活動等が併有している場合の処理基準として、(3) 「按分指針」を定めています。

「按分指針」では、「政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会活動又は私的な活動には充当できません。充当する経費の一部にこれらの支出を含む場合は、従来のおり按分が必要」としています。

さらに「按分指針」では、「ア 条例の範囲内の活動と条例の範囲外の活動を区分できる場合」と「イ 条例の範囲内の活動と条例の範囲外の活動を区分できない場合」を区別して、アの場合は、「その活動実態に応じて、職員の従事時間、事務機器の使用実績、事務所の使用面積、広報紙の掲載面積等の割合等により、合理的な算出を行うことが原則」としています。その割合は、「実測等による算出のほか、各議員が個々の活動状況を判断した上で社会通念上合理的な理由をもって定めること」としています。イの場合は、私的活動を含まない場合は1/2 (50%) の割合、私的活動を含む場合は 1/4 (25%) の割合、を上限として政務活動費を充当できることになっています。

また、「手引き」の「第3章の4 政務活動費の支出に当たっての留意事項(7) 事務所費」では政務活動費を充当できる事務所の要件を次のように定めています。

ア 「事務所としての外形上の形態を有していること（看板の掲出等も必要）」

イ 「事務所としての機能（事務スペース、打合せスペース、事務用備品の設置等）を有していること」

(8) 政務活動費の交付実績について

平成27年度及び平成28年度に当該議員に、1,320万円（年額660万円）の政務活動費が支給されています。

(9) 本件政務活動事務所の所在について

本件事務所は、横浜市栄区桂町688-4 ペルソナージュ横浜601号室に所在しています。

2 判断の理由

監査請求書、陳述、関係人調査及び関係資料の調査等を踏まえ、監査委員は次のよ

うに判断しました。

(1) 本件事務所の賃貸借契約について

請求人は、本件事務所は、事務所としての利用が禁止されている物件であると主張しています。

議会局の陳述では、当該議員に確認したところ、「賃貸契約時に当時の管理会社から事務所として使用する旨の了解を得ており、管理会社に変更された現在も引き続き契約更新し、事務所として使用しています。」との説明がありました。

関係人調査では、当該議員は、事務所利用の可否については口頭で管理会社からの了承を得ており、また、当該マンションにはほかにも事務所として利用されている居室があり、多人数が出入りするような利用が禁止されていると述べています。

また、議会局からは、本件事務所の賃貸借契約の賃貸借更新覚書（平成 25 年 11 月、平成 27 年 11 月、平成 29 年 11 月）の写し（第 4 1 (5) エ(ウ)）が提出されました。

この賃貸借更新覚書写しには、事務所としての利用を禁止する記述はなく、居住用に限ることを推測させる記述もありませんでした。

そして、当該マンションを事務所としたまま、これまで 10 年以上にわたり賃貸借契約を更新し続けていることを考慮すると、当該マンションの所有者又は管理者は、事務所としての利用を承諾しているか、少なくとも黙示の承諾をしていると考えられます。

(2) 本件事務所が手引きに定められた要件を備えているかについて

請求人は、事実証明書に写真を添付したうえで、当該マンションの集合ポストの 601 には、当該議員の氏名や、政務活動事務所であることの表示がないため、「手引き」の定める外形上の形態を有していないと主張しています。

前述のように「手引き」では、政務活動費を充てられる事務所の要件を定めています。

議会局の陳述では、「長年にわたるインクの劣化で、薄くなって見えづらくなっているということがあったので、最近書き直したということを知っています。」

「当該事務所については、建物 1 階の集合ポストには議員の氏名、6 階事務所の入口には政務調査事務所の表記がなされていることを確認しました。」「手引きに例示されている、事務スペースや打合せスペース、事務用品等も備えられていまし

た。」と述べています。

議会局から提出された写真（第4 1 (5)エ(ア)）においても、集合ポストの 601号に当該議員の氏名が表示されていること、本件事務所の入口に「政務調査事務所」の表示があること、本件事務所の内部には事務スペース及び打合せスペースが確保され、事務用備品が設置されていることが確認できます。

以上のことから、本件事務所は、手引きの定める事務所の要件を満たしていると判断しました。

(3) 本件事務所の利用実態について

請求人は、本件事務所では政務活動の実態がないと主張しています。

議会局の陳述では、「当該議員に使用状況を確認したところ、政務に係る打合せのほか、広報紙作成や配布準備を本件事務所で行っており、・・・電話のメッセージや郵便物等の確認をするため、概ね2日に1回は事務所を訪れていることを確認しました。」と述べています。

当該議員が議会局あて提出した資料（第4 1 (5)エ(イ)）には、本件事務所で行った活動として、平成 27 年 5 月は、「広報紙」の作成のために3日間、「広報紙」の配布に関する支援者等との事前及び事後の打合せのために8日間、区役所での会議の後にその資料整理のために1日使用したことが記載されています。また、平成 28 年 4 月は、「広報紙」の作成のために3日間、「広報紙」の配布に関する支援者等との事前及び事後の打合せのために11日間、区役所での会議の後にその資料整理のために2日間使用したことが記載されています。

関係人調査では、当該議員は、本件事務所で行う活動は他の月でも同様の状況であり、政務活動以外の活動は自宅等で行っていること、また、初めて会う人とは、話の内容が政務に関わらないこともあることから、政務活動とそれ以外の活動を区別するため、本件事務所ではなく喫茶店等で面会するようにしていることを述べています。

これらのことから、本件事務所では、「広報紙」の作成、「広報紙」配布に関する打合せが毎月定例的に行われ、この「広報紙」の作成・配布は政務活動であると判断しました。

なお、平成 30 年 3 月 15 日に請求人から提出された「横浜市職員措置請求書（第 39 号）の追加について」について議会局へ照会しましたが、監査結果決定時点ま

で回答はなく、判断資料とすることはできませんでした。

以上のことから、本件事務所は政務活動のみに使われているものと推認されます。

この判断は、公費を使って通年確保する政務活動事務所としての妥当性や「広報紙」の個々具体的な内容の評価はしていません。なぜなら、それらは議員活動の本質であり、広く議員の裁量に任されていると考えるからです。

(4) 「按分指針」の適用について

請求人は、本件事務所の賃借料及び光熱水費の充当について、「按分指針」に照らし合わせると根拠が薄く恣意的で、不法不当な按分であると主張しています。

当初、議会局は、本件においては条例の範囲内の活動と条例の範囲外の活動を区分できる場合の「按分指針」アが適用されると説明していました。

しかし、3月8日に「陳述要旨の訂正」（第4 1(5)ウ）を提出し、本件事務所では「専ら政務活動のみを行っている」とし、按分指針アの適用があったという陳述内容を訂正しました。その結果、「「賃借料」、「光熱水費」とも支出した全額を経費として充当することができ」、また、事務所費のうち賃借料を10%控除した額を政務活動費から充当していることについては、政務活動にかかる経費の合計が、「交付金額（年額660万円）を上回る支出があったため、当該議員は・・・「賃借料」については90%を経費として充当し、残る10%を差し引く金額の一部としたものです。」と説明し直しています。

この点について、関係人調査で当該議員は、事務所費は按分指針アを適用しておらず、本件事務所の賃借料は、政務活動費から100%充当できるものと考えていますが、政務活動とは無関係の資料が保管されていることから、そのことを理由に返還を求められることのないよう、念のため充当する額を90%にとどめていると説明しています。

これらの説明及び本件事務所の利用実態が(3)で判断したとおり政務活動のみであることから、本件においては「按分指針」の適用はないと解することも可能であると判断しました。

(5) 「按分指針」の適用がないにも関わらず賃借料の一部を控除した理由について

賃借料については(4)のとおり、100%政務活動費の充当が可能です。しかし、当該議員があえて自主的に賃借料から10%を控除していることが認められます。

政務活動費は、概算払いによる補助金の一種であり、また、政務活動費には660

万円という上限があることから、年度末に精算が必要になります。上限を超えた場合にどの経費から充当するといった基準は「手引き」などにもありません。したがって、政務活動費の上限である660万円に経費のどの部分を充てるかは、議員の裁量に委ねられているものと認められます。

本件では、当該議員は、政務活動に係る経費の合計が例年 660 万円を超えることを経験上知っており、上限を超えた経費を 660 万円に合わせるために、賃借料の月額 10%を控除して精算したものであると考えることができます。

3 結論

以上のとおり、監査委員が法定された期間の中で調査した結果によれば、本件政務活動費の使途が明らかに違法又は不当であるとは認定できませんでした。よって、横浜市に不当利得返還請求権は発生しておらず、市長に財産の管理を怠る事実があるとは認められません。

このため、市長は不当利得返還請求権を行使せよとの請求人の主張には理由がないと判断しました。

第5 意見

監査を行う中で、今後の事務執行において留意すべきと思われる点が見受けられましたので、次のとおり意見を付します。

政務活動費については、調査研究活動等の内容、その手段について、議員の自主性及び自律性を尊重すべきであり、広範な裁量的判断に委ねられている側面があることは理解します。

しかし、本件監査請求がなされた場合のように、政務活動費の使途に疑義が生じたときは、主体的、積極的に調査・確認を行い、予算執行の適正性を確保する必要があると考えます。

また、本件監査では、陳述実施後の監査期限の直前に議会局から本件事務所費について、「按分指針」の適用の有無について説明の変更がなされました。これは、議会局内で「按分指針」の運用が統一されていなかったことを推認させます。

このような「手引き」の適用にあたっての根本的な部分については、議会局内での

解釈・運用を統一し、共有する必要があると考えます。

政務活動費が公金であることを踏まえて、制度をより一層適正に運用する努力を継続することを要望します。

(参 考) 住民監査請求書 (抜粋)

1 請求の要旨

(事務所の按分の根拠がないことについて)

「横浜市市会議員政務活動費の交付に関する条例4条 (以下条例)」及び「政務活動費の手引き、第3章按分に当たっての指針 (3) イ (以下指針)」 (平成25年3月1日施行) によれば、条例の範囲内の活動と範囲外の活動を区分できない場合について、私的活動を含まない場合充当額の按分比は1/2、私的活動を含む場合按分比は1/4と規定している。

大桑正貴市会議員 (栄区選出) の政務活動事務所の所在地は、平成27年、同28年現在、横浜市栄区桂町688-4ペルソナージュ横浜601号である。

大桑正貴議員に対して平成27年度、平成28年度にわたり政務活動費がそれぞれ年間650万円が給付されている。大桑議員はこのうち事務所費として約90万円 (27年度)、約96万円 (28年) を支出したという政務活動報告書が市会議長あてに提出している。

情報開示された資料によると同議員の事務所家賃の按分は90%、光熱費等の按分は全額100%政務活動費の負担となっている。

この負担按分は上記「指針」に照らし合わせると根拠が薄く、恣意的であり不法不当な按分と云わざるをえない。政務活動費の充当は、指針に規定されている通り、事務所費負担按分は90%を25%に、光熱費については100%を25%に是正し、充当された家賃65% (10%は本人が負担)、光熱費75%の差額は、大桑氏の不当利得に相当するので横浜市が返還請求権を有しており、市長はその不行使について財産管理を怠るものとして返還請求権を行使されたい。

(事務所の実態がないことについて)

事務所の外形がないこと、事務所機能の不在の事務所に対してについて事務所費 (家賃および光熱費) の支出が不法であることを指摘する。政務活動費から事務所費を支出するためには「当該建物が外形的にも機能的にも事務所であると云わなければならない」とされている。事務所の要件として外形的には「事務所としての形態を有していること (看板の掲出等も必要)」、機能的には「事務スペース、打合せスペース、事務用備品の設置等を有していること」が要請されている。しかしながら当該事務所は外形不明・機能不在の実態のない「事務所」であることが推定されるのである。実体のない「事務所」に公けの資金を充当することは不法不当な充当であり、大桑議員の不当利得と云わざるをえない。横浜市が有する不当利得返還請求権の不行使は横浜市の財産管理を怠る事実であると云うべきである。

なお後述するが、このケースでは本来事務所費全額が不当利得と見做されるべきであるが、

返還請求額は上記家賃65%、光熱費75%に留めおく。

(本件27年度分に関して地方自治法242条2項の適用はないとする根拠)

なお本職員措置請求は、28年度は一年以内の財務会計上の措置請求であるが、1年以上経過している27年度分も存在する。27年度分については地方自治法242条1項に基づく財務会計上の違法、無効とする請求権不行使による財産の管理を怠る事実ではなく、不当利得返還請求権の不行使という財産の管理を怠る事実に係る住民監査請求であり、この場合同条2項の適用はないとする最高裁判例(昭和53年6月、昭和62年2月)に則ったものであり、適法であると考え

(家賃按分および事務所形態に関する補論)

①家賃の按分90%とする根拠が示されていない。

家賃の10%は私的使用であるから、指針に従えば25%しか充当できないはずである。水道・下水道代、電気代、給湯代(以下光熱費等)は政務活動費から全額が充当されている。しかも光熱等費用には月変動がなく基本料金のみでほぼ無人状態であり、同事務所での政務活動の実態はないと推定される。このような事実からみて政務活動費で家賃負担を按分90%とし、光熱費等負担を100%負担する根拠はなく、光熱費等の全額支出は不当であると云わざるをえない。ちなみに同議員の他の事例を参照すると、事務費(通信費)の負担割合(ドコモ25%、Yモバイル50%、BIGロース50%)をみると、こちらは指針の示す按分に沿った支出を行っている。

なお「大桑正貴としがらみのない政治を実現する会」という政治活動事務所は栄区小山台1-20-16に所在し、政務活動事務所とは別地域に設置されている(県選管平成27年度)。したがって本人負担家賃10%は政治活動費ではなく純粋に私的用途のために支払われたと見なすことができる。

②事務所として機能していないことを自白している

当該事務所は事務所としての機能をもっていないことを自白しているのである。大桑議員みずから「大桑まさたか新聞」で、「事務所には日中人はいないため、留守電あるいはファックスによる対応のみ」と事務所とは名ばかりの「電話機置き場」であることを認めている。議員の事務所ならば通常、できるだけ主要道路に面し、目立たせるため看板を掲げるように1階という、住民が立ち寄りやすい条件の立地を選ぶものである。しかるに当該事務所はマンション最上階の6階、しかも1階ポストには事務所の表示も標札もなく、事務所の所在は外部の人間には不明な状態である。さらにマンション居住区分への出入口はオートロック方式で、有権

者や住民が事務所に容易にアクセスすることを拒んでいるかのようである。事務所開設当初、有権者に「打ち合わせ場所として借りました」「是非、遊びにきてください」「色々なお話を皆さんと出来ればと恩っていますm(_ _)m」（大桑まさたか新聞14号）とした趣旨とは正反対の「隠れ家」のような存在となっている。看板の掲出もなく、栄区の有権者や住民の殆どは、大桑議員の事務所がどこにあるのか見たことがないというのが実態である。このような状態は今なお現在も継続しているのである。なお当該事務所は当初「大桑正貴としがらみのない政治を実現する会」という「政治団体」の事務所であったが、平成21年11月からは大桑正貴「市会議員」の連絡先とされてきた。無人同様状態事務所が公けの資金を投入してまで維持さるべき施設かどうか疑問を禁じ得ない。

2 不当利得額の計算

＜平成27年度＞

事務所費の支出	897,855円	政務活動費収支報告書から
家賃充当額	831,600円	(84,000円×0.9×11カ月)
家賃充当可能金額	231,000円	(84,000円×11カ月)×25%
家賃不当利得額	600,600円	(充当額－可能額)
光熱費充当額	66,255円	(事務所費－家賃充当額)
光熱費充当可能金額	16,563円	(66,255円×25%)
光熱費不当利得額	49,692円	
▼不当利得の合計	650,292円	

＜平成28年度＞

事務所費の支出	959,705円	政務活動費収支報告書から
家賃充当額	907,200円	(84,000×0.9×12カ月)
家賃充当可能金額	252,000円	(84,000円×12カ月)×25%
家賃不当利得額	655,200円	(充当額－可能額)
光熱費充当額	52,505円	(事務所費－家賃充当額)
光熱費充当可能金額	13,126円	(事務所費－家賃充当額)×25%
光熱費不当利得	39,380円	
▼不当利得金額	694,580円	

★平成27年度、28年度の事務所費に関する不当利得の合計1,344,872円